

審査検査課長からのメッセージ

審査検査課では、日本公認会計士協会が行った監査事務所における監査業務の運営状況の調査（品質管理レビューといいます。）の報告を受け、その内容について審査を行い、必要に応じ、監査事務所に対する立入検査等のモニタリングを実施しています。

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する機能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促していくことを使命としています。

審査会は、平成16年4月の設立以後18年が経過し、監査事務所に対するモニタリングも変化しつつあります。

特に、検査等においては、監査事務所のガバナンスやリスクに着目した効率的・効果的な検査等を実施するとともに、問題点等が発見された場合には、問題発生の本原因の追究を行い、監査事務所に本質的な対応を促すなど、より実効性のある監査の実施に向けた検査等を行うことにしています。また、検査等の結果については、国内の関係者のみならず、海外の当局等とも連携し、監査の品質の維持・向上を図っていくことにしています。

更に、審査会は社会全体のデジタル化や働き方の多様化の進展に伴って変化する監査事務所の運営や監査手続の実施方法の見直し等にマッチしたモニタリングの実施方法を追求していくこととしています。

審査検査課には、行政官のほか、公認会計士、法曹専門家、海外駐在経験者など様々な経歴の職員が在籍しており、モニタリングにあたっては、それらの職員が有する経験や専門知識などを活かしながら、一致団結して取り組んでいます。

審査検査課では、こうした監査事務所に対するモニタリングを通じ、我が国の監査の品質の維持・向上という審査会の使命に意欲と覚悟をもって取り組んで頂ける方を求めています。



幅広い分野の皆様が積極的に参加されることを期待しています。